

# I 調査の説明

## 1 調査の目的

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的として実施している。

## 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施された。

## 3 調査の期日

令和4(2022)年6月1日現在で実施

## 4 調査対象

事業所母集団データベースを母集団とし、全ての産業に属する一定規模以上の法人企業（産業横断調査）と製造業に属する一定規模以上の法人事業所（製造業事業所調査）が対象。（本書では製造業事業所調査のみ扱う）

### 【産業横断調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、以下に掲げる企業、国及び地方公共団体に属する企業を除く

- ・農林漁業に属する個人経営の企業
- ・家事サービス業に属する企業
- ・外国公務に属する企業

### 【製造業事業所調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く

## 5 集計項目の説明

(1) 事業所= 一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているもの。

(2) 従業者数= 有給役員 + 常用雇用者 - 送出者 + 出向・派遣受入者

(3) 現金給与総額= 常用労働者に決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末、賞与等）の額とその他の給与等の合計である。

(4) 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費  
+ 製造等に関する外注費 + 転売した商品の仕入額

(5) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工販収入額 + その他の収入 + <ず・廃物

(6) 生産額（従業者30人以上の事業所） = 製造品出荷額等 + 加工販収入額  
+ (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品・仕掛品年末価額 - 半製品・仕掛品年初価額)

(7) 付加価値額（粗付加価値額）

(ア) 従業者30人以上事業所

付 加 価 値 額 = 製造品出荷額等  
+ (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)  
+ (半製品・仕掛品年末価額 - 半製品・仕掛品年初価額)  
- (消費税を除く内国消費税額(※) + 推計消費税額)  
- 原材料使用額等 - 減価償却額

(イ) 従業者29人以下事業所

粗 付 加 価 値 額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)  
- 原材料使用額等

※消費税を除く内国消費税額 = 出荷数量等から推計した酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額

## 6 集計及び結果の公表

(1) この報告書の数値は、後日公表される総務省・経済産業省の数値と相違する場合

がある。

(2) 結果表のうちで、事業所数が1または2の場合は、その事業所の秘密を守るため、事業所数以外の数値はXで表示した。また、この秘匿によって算出される恐れのあるものについては事業所数が3つ以上でもXで秘匿した。

構成比については、端数整理の関係から計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 統計表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」……… 単位未満

「-」……… 皆無または該当数字のないもの

「△」……… 減少

(4) 本報告書において平成27、令和2年の数値は活動調査、令和3年の数値は経済構造実態調査、それ以外の年の数値は工業統計の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等や現金給与総額などの経理事項は、活動調査及び平成29年以降の工業統計調査は調査前年の1年間、その他の工業統計は調査年1年間の数値である。

また事業所数、従業者数などの経理事項以外の事項は、平成28年以降の活動調査及び工業統計調査は調査年の6月1日現在、平成24年活動調査は2月1日現在、その他の工業統計は12月31日現在の数値である。

令和4年経済構造実態調査において、事業所数、従業員数の経理外項目については令和4年6月1日現在、製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については令和3年1月～12月の実績により調査している。

(5) 令和3年活動調査は個人経営を含まない集計結果であることから、前年と単純に比較できない。そのため、各表の前年比は参考値である。

## 7 産業中分類の略称及び軽工業と重化学工業の区分

報告書中の産業分類は、次の略号を用いた。

区分	中分類番号	産業中分類	略称
軽工業	09	食 料 品 製 造 業	食 料 品
	10	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	飲 料 ・ た ば こ
	11	織 繊 工 業	織 繊
	12	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	木 材
	13	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	家 具
	14	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙
	15	印 刷 ・ 同 関 連 業	印 刷
	18	塑 料 製 品 製 造 業	塑 料
	19	ゴ ム 製 品 製 造 業	ゴ ム
	20	な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	な め し 革
	21	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	窯 業 ・ 土 石
	32	そ の 他 の 製 造 業	そ の 他
重化学工業	16	化 学 工 業	化 学
	17	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	石 油 ・ 石 炭
	22	鐵 鋼 工 業	鐵 鋼
	23	非 鉄 金 属 製 造 業	非 金 属
	24	金 属 製 品 製 造 業	金 属
	25	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	は ん 用 機 械
	26	生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	生 産 機 械
	27	業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	業 務 機 械
	28	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	電 子 部 品
	29	電 気 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械
	30	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	情 報 機 械
	31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 機 械